

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長 殿  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

## 建設工事請負契約書第26条第5項の運用の拡充について（通知）

標記について、建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28.3.31）第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第6916号。28.3.31）の別紙第19項第6号に定められているほか、その適用に係る細部事項については運用基準の別紙第19項第8号に基づき建設工事請負契約書第26条第5項の適用に係る細部事項について（防整施第7103号。28.3.31）に定めたところであるが、経済情勢を鑑みると、地域や工事の内容によっては、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められることから、当分の間、別紙のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事請負契約書第26条第5項の運用の拡充について（防整施第17545号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事請負契約書第26条第5項の運用の拡充について

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、建設工事請負契約書第26条第5項の適用に係る細部事項について（防整施第7103号。28.3.31）に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。